

## 棚田地域の振興に関する基本的な方針の概要

### 趣旨

国民共有の財産であり宝である全国各地の棚田が、担い手の減少等により数年後には荒廃してしまう危機に直面しており、早急に効果的な対策を講ずることが不可欠となっている。政府としては、こうした実情を重く受け止め、今般、成立した棚田地域振興法に基づき、政府全体で総合的な支援の枠組みを構築し、棚田が存在する地域の振興を通じて棚田の保全を図っていくこととしたもので、本基本方針は政府としての強い決意と施策の指針を示すものである。

### 序文

- 多面にわたる機能を有し、国民共有の財産である棚田が荒廃の危機に直面。
- 棚田地域振興法により、棚田を核とした地域の振興のため、地域の自主的な努力を助長しつつ、多様な主体が連携・協力する中で、関係府省庁による総合的な支援の枠組みを構築するとともに、関連施策の更なる充実・強化を図る。

### 第一 棚田地域の振興の意義及び目標に関する事項

#### 1 棚田地域の振興の意義

棚田地域の振興により、多面にわたる機能の維持、観光資源の活用等による国内外の交流の促進や6次産業化の推進による地域経済の活性化等が図られることとなる。

#### 2 棚田地域の振興により実現すべき目標

- (1) 棚田等の保全 (耕作放棄の防止、生産基盤の維持等)
- (2) 多面にわたる機能の維持・発揮 (棚田米のブランド化・販売促進、生物多様性の確保、美しい景観の維持、伝統文化の継承等)
- (3) 棚田地域の振興 (棚田オーナー制度の導入・促進、小中高生等の農作業体験の推進、観光資源としての棚田の活用、6次産業化の推進等)

#### 3 都道府県棚田地域振興計画及び指定棚田地域振興活動計画の目標の策定

両計画とも、2の目標の趣旨に沿った目標が策定されることが期待される。

### 第二 棚田地域の振興に関する施策に関する基本的事項

#### 1 棚田地域の振興に関する施策に関する基本的考え方

棚田地域の振興に関する施策は、地域の自主的な努力の助長、多様な主体の連携・協力の促進を旨として講ずる。

#### 2 政府における推進体制

内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省その他の関係行政機関の職員をもって構成する棚田地域振興連絡会議を設け、棚田地域の振興に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るために連絡調整を行う。

#### 3 棚田地域振興施策に関する事務のワンストップ化

## (1) 情報提供、助言等のワンストップ化

棚田地域の振興に資する関係府省庁の施策について、関係者への一元的・継続的な情報提供、助言を実施するため、棚田地域振興コンシェルジュを選任するとともに、内閣府に相談窓口を設置する。

## (2) 指定棚田地域の指定申請・指定棚田地域振興活動計画の認定申請のワンストップ化

内閣府は、指定棚田地域の指定申請及び指定棚田地域振興活動計画の認定申請について一元的に受け付ける。

## 4 棚田地域の振興に関する施策の活用

本法に基づく棚田地域の振興に当たっては、地方への移住・定住の促進、「関係人口」の創出・拡大、農山漁村体験・自然体験学習等の推進、文化的景観・伝統文化等文化資源の保存・活用、農業生産活動、農産物の加工・販売の促進、国土保全や地域社会の維持・活性化、観光の促進、自然環境の保全・活用、鳥獣被害対策等に資する施策の活用を図る。

## 第三 指定棚田地域の指定に関する基本的事項

### 1 指定棚田地域の指定に関する基本的考え方

指定棚田地域は、都道府県の申請に基づき、主務大臣（注）が指定する。

（注）主務大臣：総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣

### 2 指定棚田地域の指定基準

#### (1) 棚田地域の振興のための措置を講ずることが適當であると認められる基準

- ① 棚田地域の振興を図る必要性が高いこと。
- ② 棚田等の多面にわたる機能の維持及び促進が期待できること。

#### (2) 棚田地域振興活動が円滑かつ確実に実施されると見込まれる基準

- ① 棚田地域の振興及び棚田等の保全を推進する既存の組織が存在する、又はそのような組織が構築される見込みが高いこと。
- ② 都道府県、市町村の積極的な関与が期待されること。

### 3 指定棚田地域の指定申請手続

指定申請については、隨時受け付けるものとする。

### 4 申請書の記載事項等

### 5 有識者の意見聴取

主務大臣の指定棚田地域の指定に当たっては、透明性・公平性・中立性を確保できるよう、有識者の意見を聴取することとする。

## 第四 指定棚田地域振興協議会に関する基本的事項

### 1 指定棚田地域振興協議会の基本的考え方

指定棚田地域振興協議会（以下「協議会」という。）は、市町村により組織され、指定棚田地域の振興の基本となる指定棚田地域振興活動計画の作成主体となるなど、指定棚田地域の振興の中心的役割を担うことが期待される。

### 2 協議会の設置

### 3 協議会の組織体制

多様な主体を市町村が取りまとめ、地域全体で有機的で一体性を持った取組が推進

できる組織体制を構築する必要がある。

また、協議会においては、透明性が確保された民主的な運営と適切な会計ガバナンスを確保するため、意思決定過程及び会計手続きを明確にする組織規約等が定められることが望ましい。

#### 4 協議会の構成員の考え方

協議会の構成員は多様な主体が参画することが期待される。

#### 5 協議のあり方

### 第五 指定棚田地域振興活動計画の作成に関する基本的事項

#### 1 指定棚田地域振興活動計画の基本的考え方

協議会が作成する指定棚田地域振興活動計画は、活動の基本的な事項を定める計画で、本法に基づく棚田地域振興の要ともいべきものであり、協議会の活動参加者の発意と主体性に基づき自由な発想で作成されるべきものである。

その際、地域の棚田等について、伝統的形態を保全する地区、棚田オーナー等に配慮した整備を行う地区、農道・ほ場整備等を行う地区等のゾーニングを明確にし、棚田等の保全に実績をあげている地域もみられるので、参考としても考えられる。

#### 2 指定棚田地域振興活動計画の策定手続

指定棚田地域振興活動計画の策定に当たっては、棚田地域振興コンシェルジュ制度を有効に活用することが期待される。

#### 3 指定棚田地域振興活動計画の記載事項

指定棚田地域振興活動計画については、およそ3年間から5年間の計画とし、各年度ごとの取組内容についてできる限り具体的に記載すること。

### 第六 指定棚田地域振興活動計画の認定に関する基本的事項

#### 1 指定棚田地域振興活動計画の認定に関する基本的考え方

市町村の申請に基づき、主務大臣が認定する。

#### 2 指定棚田地域振興活動計画の認定基準

##### (1) 本基本方針に適合するものであること。

① 本基本方針の「第一 棚田地域の振興の意義及び目標に関する事項」に適合していること。

② 本基本方針の「第五 指定棚田地域振興活動計画の作成に関する基本的事項」に則っていること。

##### (2) 当該指定棚田地域振興活動計画の実施が指定棚田地域の振興又は当該指定棚田地域内の棚田等の保全に相当程度寄与するものであると認められること。

① 指定棚田地域振興活動の目標が適切に設定されており、目標を達成するために必要な活動が定められていること。

② 指定棚田地域振興活動の内容が具体的で実現性が高く、継続的な実施が見込まれること。

③ 指定棚田地域振興活動が棚田等の保全、棚田地域の振興の実現に相当程度有効であることが合理的に説明されていること。

##### (3) 円滑かつ確実に実施されると認められるものであること。

- ① 指定棚田地域振興活動の主体が特定されていること。
- ② 指定棚田地域振興活動の実施スケジュールが明確であること。
- ③ 指定棚田地域振興協議会が多様な主体で構成され、構成員間の合意の下で、明確な役割分担と構成員間の有機的な連携が図られる体制となっていること。
- ④ 都道府県又は市町村による支援体制が確立されていること。

### 3 指定棚田地域振興活動計画の認定申請の手続

認定申請については、随時受け付けるものとする。

### 4 指定棚田地域振興活動計画の認定手続

主務大臣が指定棚田地域振興活動計画を認定する際、透明性・公平性・中立性を確保できるよう、有識者の意見を聴取することとする。

## 第七 その他棚田地域の振興に関する重要事項

### 1 指定棚田地域の振興に関して政府が講すべき措置に関する重要事項

#### (1) 棚田地域振興コンシェルジュ等による支援

国家公務員を棚田地域振興コンシェルジュに選任し、協議会の組織、指定棚田地域振興活動計画の作成等及び実施の一連のプロセスにわたって協議会の相談に応じる体制を構築する。

さらに、モデル的・先進的な取組の全国各地域への横展開を図るため、実際に棚田地域振興に携わっている地域のリーダー、学識経験者等の知識・ノウハウを活用する仕組みを構築する。

#### (2) 財政上の措置等

国は、毎年度指定棚田地域の振興に資する事業を公表し、棚田地域振興コンシェルジュ等によって周知徹底をすることでその一層の活用を図るとともに、認定棚田地域振興活動計画に基づく活動を支援するため、公表した事業について、必要に応じ優先採択措置、優遇措置の追加や採択要件の緩和等の拡充措置を講じることとする。

#### (3) 人材の育成及び活用

国においては、外部人材の派遣・活用、研修等に関する施策の更なる活用・充実に努めるとともに、都道府県・市町村においては、棚田地域でその積極的な活用が図られるように努めるものとする。

また、協議会の組織や指定棚田地域振興活動の実施のために必要な人材の育成に当たって、棚田地域振興コンシェルジュ等、行政による支援を行うとともに、棚田等の保全と地域の振興に知見を有するNPO法人等の中間支援組織による支援が期待される。

さらに、人口の急減に直面している地域において、地域社会の維持及び地域経済の活性化に寄与する人材の確保を推進する施策等、他の施策との連携も期待される。

### 2 都道府県棚田地域振興計画の策定手続

指定棚田地域の指定申請を行う又は行おうとする都道府県においては、都道府県棚田地域振興計画の策定を期待する。